

(イ) 附属設備使用料

使用区分		使用料	
道場	暖房料	全面	1時間につき 1,030円
		半面	1時間につき 510円
		1/4面	1時間につき 250円
相撲場	暖房料		1時間につき 210円
第1会議室	冷房料		1時間につき 100円
	暖房料		1時間につき 100円
第2会議室	冷房料		1時間につき 100円
	暖房料		1時間につき 100円
温水シャワー			1人1回につき 100円

(ウ) 電気使用料

使用区分	使用料	
道場	全面使用	1時間につき 510円
	半面使用	1時間につき 250円
	1/4面使用	1時間につき 120円
相撲場	1時間につき 60円	

(22) 酒田市相撲場

ア 相撲場使用料

(ア) 全部又は一部を単独で使用する場合

使用区分		使用料	
アマチュアスポーツ に使用する場合	入場料を徴収 しない場合	高校生以下	1時間につき 320円
		一般	1時間につき 640円
	入場料を徴収 する場合	高校生以下	1時間につき 640円
		一般	1時間につき 1,290円
アマチュアスポーツ 以外の用途に使用 する場合	入場料を徴収しない場合	1時間につき 2,590円	
	入場料を徴収する場合	1時間につき 7,770円	

(イ) (ア)以外の場合

使用区分	使用料
中学生以下	1人1回につき 50円
高校生	1人1回につき 100円
一般	1人1回につき 210円

摘要 使用の単位は、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後6時までをそれぞれ1回とする。

(イ) 附属設備使用料

使用区分		使用料	
道場	暖房料	全面	1時間につき 1,050円
		半面	1時間につき 520円
		1/4面	1時間につき 260円
相撲場	暖房料		1時間につき 220円
第1会議室	冷房料		1時間につき 110円
	暖房料		1時間につき 110円
第2会議室	冷房料		1時間につき 110円
	暖房料		1時間につき 110円
温水シャワー			1人1回につき 110円

(ウ) 電気使用料

使用区分	使用料	
道場	全面使用	1時間につき 520円
	半面使用	1時間につき 260円
	1/4面使用	1時間につき 130円
相撲場	1時間につき 60円	

(22) 酒田市相撲場

ア 相撲場使用料

(ア) 全部又は一部を単独で使用する場合

使用区分		使用料	
アマチュアスポー ツに使用する場合	入場料を徴収 しない場合	高校生以下	1時間につき 330円
		一般	1時間につき 660円
	入場料を徴収 する場合	高校生以下	1時間につき 660円
		一般	1時間につき 1,320円
アマチュアスポー ツ以外の用途に使用 する場合	入場料を徴収しない場合	1時間につき 2,640円	
	入場料を徴収する場合	1時間につき 7,920円	

(イ) (ア)以外の場合

使用区分	使用料
中学生以下	1人1回につき 50円
高校生	1人1回につき 110円
一般	1人1回につき 220円

摘要 使用の単位は、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後6時までをそれぞれ1回とする。

(イ) 附属設備使用料

使用区分		使用料	
道場	暖房料	全面	1時間につき 1,050円
		半面	1時間につき 520円
		1/4面	1時間につき 260円
相撲場	暖房料		1時間につき 220円

→会議室の冷暖房料、温水シャワー料は各使用料に含まれます。

→各使用料に含まれます。

(21) 酒田市相撲場

ア 全部又は一部を単独で使用する場合

使用区分	使用料
高校生以下	1時間につき 220円
一般	1時間につき 450円

→入場料を徴収する場合等は割増料金となります。

イ ア以外の場合

使用区分	使用料
中学生以下	1時間につき 50円
高校生	1時間につき 110円
一般	1時間につき 220円

備考 使用の単位は、午前9時から午後1時まで及び午後1時から午後6時までをそれぞれ1回とする。